

第 2 3 6 回  
福岡県都市計画審議会会議録

令和 2 年 7 月 2 8 日  
福岡県中小企業振興センター

午前10時30分 開会

(西川都市計画課課長補佐) おはようございます。定刻となりました。本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。私は司会進行を務めさせていただきます、福岡県都市計画課課長補佐の西川と申します。

本日は21名の委員の皆様が御出席で、当審議会は定足数に達しておりますことを御報告いたします。

続きまして、本日の資料について確認させていただきます。資料は、お手元に配付しております、全部で6点でございます。

まず、本日の第236回福岡県都市計画審議会次第でございます。以下、次第に、配付資料一覧として掲げてございますが、順に申し上げます。

1点目は、「第236回福岡県都市計画審議会議案」と書かれたA4判の横長のものがございます。

2点目は、付議案件に係る資料としまして、「第236回福岡県都市計画審議会委員用図面」でございます。こちらはA3判の横長になるかと思えます。

続きまして、当審議会の参考資料としまして、福岡県都市計画審議会委員名簿、福岡県都市計画審議会条例、本日の配席図の3点でございます。

以上、次第を含めまして全部で6点でございます。どうぞ御確認ください。配付漏れはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、会議の議長につきましては、福岡県都市計画審議会運営規則第4条第1項の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、折登様をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(折登会長) それでは、定足数に達しておりますので、第236回福岡県都市計画審議会を開催したいと存じます。

委員の皆様のお席につきましては、慣例に従い、正面に向かって右側から委員番号順とさせていただきますので、御了承願います。番号については、配付資料の審議会名簿に記載のとおりです。

なお、発言される委員の方におかれましては、速記の都合もありますので、挙手をしていただきますと、マイクをお持ちいたします。御自分の番号を述べてから発言されますよう、よろしくお願い申し上げます。

本審議会は、平成13年8月開催の第171回から公開しております。傍聴者におかれまして

は、会場内にも掲示しております福岡県都市計画審議会公開規程第8条を遵守の上、発言を慎む等、静穏に傍聴していただきますよう御協力をお願いいたします。

本日は、報道カメラの撮影等はないようでございますが、これから先につきましては、カメラ撮影等を一切お断りしております。これが守られない場合には即刻御退室していただきますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

議事に入ります前に、前回の審議会以降、委員3名に交代がありましたので御紹介いたします。関係行政機関の職員である2号委員として、九州経済産業局長の米田健三様。本日は代理として城様がおいででございます。城様、一言御挨拶をよろしくお願いいたします。

(米田代理委員) 九州経済産業局の城でございます。本日は代理で出席しております。よろしく皆様お願いいたします。

(折登会長) どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、同じく2号委員として、福岡県警察本部長の福田正信様。本日は代理として堀之内様がおいででございます。堀之内様、一言御挨拶を頂戴いたします。よろしくお願い致します。

(福田代理委員) おはようございます。福田の代理で来ております交通規制課長の堀之内といたします。本日はよろしくお願いいたします。

(折登会長) どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、市町村を代表する3号委員として、柳川市長の金子健次様。金子様、一言御挨拶をよろしくお願い申し上げます。

(金子委員) 福岡県柳川市長の金子でございます。福岡県市長会の副会長という肩書で今日はこの席に座っております。よろしくお願いいたします。

(折登会長) どうぞよろしくお願いいたします。

以上、3名の方に御就任いただきました。よろしくお願い申し上げます。

では、審議に入ります。

本日、御審議いただきます議案は、次第に掲載の第3804号議案「福岡広域都市計画道路の変更」、それから第3805号議案「二丈都市計画道路の変更」となっております。この2件は、今回変更する道路が連続する二つの都市計画区域にまたがるため、都市計画区域ごとに議案として分かれておりますけれども、一続きの道路についての変更でありますので、一括して議題といたします。

では、幹事であります県都市計画課長から説明をよろしくお願いいたします。

(松村都市計画課長) 都市計画課長の松村でございます。これから説明をさせていただきますけれども、マスクをしながらの説明となりますので少しお聞き苦しい点がもしかしたらあるかもしれませんが、どうぞ御了承いただければと思います。それでは、ちょっと長くなりますので、座って説明をさせていただきます。

今回御説明させていただきますのは、第3804号議案と第3805号議案の2議案となります。議案の説明につきましては、前面のスクリーンに資料を映しますので、基本的にはそちらのほうを御覧いただければと思います。また、お手元にも議案や図面をお配りしておりますので、必要に応じてそちらのほうも適宜御参照いただければと思います。

では、3804号議案は福岡広域都市計画道路の変更につきまして、また、第3805号議案は二丈都市計画道路の変更につきまして、御審議を頂くこととなります。いずれも福岡県が決定する都市計画の変更でございます。

今回の変更内容は、二つの都市計画区域をまたぐ区間の変更であるため、議案がこのように二つに分かれておりますけれども、実際には連続した一続きの区間の道路に関するものでございますので、併せて一括して御説明をさせていただきたいと思っております。

今回変更を行いますのは、まず大きな視点からということでございますけれども、西九州自動車道の一部となります。この西九州自動車道でございますが、福岡高速環状線の月隈ジャンクションから長崎自動車道との交差点である武雄ジャンクションまでをつなぐ、延長約150キロメートルの高規格幹線道路でございます。全線が国道497号に指定をされております。福岡県、佐賀県、長崎県を通り、九州北西部の地域経済の活性化や高速定時性の確保に大きく寄与する道路でございます。

このうち、今回変更する箇所を含みます「今宿道路」と呼ばれる区間につきましては、福岡市西区拾六町から糸島市二丈福井を結ぶ、延長約23.3キロメートルの道路でございます。国道497号である自動車専用道路と国道202号バイパスである一般道路部から構成されており、現在、国土交通省九州地方整備局が事業主体となって整備が進められているところでございます。今回変更を行う箇所は、今宿道路のうち糸島市内の一部の区間となります。

それでは、今回変更する箇所の周辺の地域の概況について御説明いたします。

福岡市営地下鉄から直結しておりますJR筑肥線が市の中央部を横断しておりまして、沿線を中心に市街地が形成されています。また、主要な幹線道路としまして、JR筑肥線

と並行して国道202号、また国道202号バイパス、西九州自動車道がございます。

このうち、西九州自動車道は、東の福岡市側から前原インターチェンジまで供用しております。前原インターチェンジから真方交差点付近にかけて暫定的に、一般道であります国道202号バイパスにすりついておりまして、それより西側は未供用となっている状況でございます。この西九州自動車道につきましては、今後、国におきまして、糸島市二丈上深江まで延伸整備されることが計画をされております。それを踏まえて、今回この区間の都市計画道路の区域を変更するものでございます。

ここで少し、道路の国道としての名称と都市計画道路としての名称を整理しておきたいと思っております。

糸島市は、福岡広域都市計画区域と二丈都市計画区域という二つの都市計画区域に分かれております。今回変更を行う都市計画道路は、これらの二つの区域をまたぐ自動車専用道路及び幹線街路となります。

自動車専用道路は国道497号に当たりまして、都市計画道路名は、福岡広域都市計画、二丈都市計画いずれにおきましても、「前原二丈線」という名称となっております。また、幹線街路につきましては、国道202号バイパスに当たりますが、都市計画道路名は、福岡広域都市計画におきましては「池田東線」、二丈都市計画におきましては「武吉井線」というふうに名称が異なっている状況となっております。

では、まず、福岡広域都市計画道路の変更について御説明いたします。

池田東線、これは一般道の幹線街路のほうでございますが、糸島市池田字中上町を起点とし、糸島市東字郷路ヶ浦を終点とする延長約6,960メートル、代表幅員40メートル、4車線の幹線街路でございます。

また、前原二丈線におきましても、起終点、延長は同じでございます。代表幅員は22メートル、4車線の、こちらのほうは自動車専用道路となっております。

両路線とも、糸島市の都市計画マスタープランにおきまして、福岡市や唐津市などの都市圏との広域的な移動を担う軸として、広域幹線道路ネットワークに位置づけられております。

それでは、変更内容について御説明いたします。

まず、幹線街路であります池田東線について御説明をいたします。池田東線のうち、今回都市計画の変更を行う区間は、福岡広域都市計画区域と二丈都市計画区域の境界から東へ990メートルの区間となります。

平成13年の都市計画決定当時、当該区間には、西九州自動車道のパーキングエリアと一体型の道の駅の整備構想がございまして、この池田東線につきましても、それに合わせた道路線形としておりました。しかし、その後、周辺に民間の大型産地直売の施設などが複数設置されまして、休憩施設あるいは地元物産の販売など類似の機能を有しているということなどから、この整備構想が取りやめとなっております。そのため、これに伴いまして、道路の線形を見直し、都市計画道路の区域を変更するものでございます。

また、道路の幅員についても変更がございまして。今回、歩行者と自転車の通行空間を分離することといたしまして、自歩道を歩道に変更して、車道側の路肩内に自転車通行帯を設置するものといたします。また、沿道には農地が多くございまして、当初は植樹帯というものも想定しておったんですけれども、現在の沿道の状況を見ると、植樹帯の必要性はそれほど高くないと考えられますので、この植樹帯を廃止するものといたします。

以上によって、道路幅員は狭まることとなりますけれども、一方で、国において詳細な設計が実施されておりました、盛土区間ののり面部分の範囲が確定しております。今回そういう範囲も区域に含めるということもしてございまして、トータルの差引きで、都市計画道路の区域としてはおおむね変更がないような形になっております。

また、平成22年に市町村の合併がございましたので、起終点の地名が変わっております。これについては形式的な変更になりますけれども、そういった地名の変更というのも今回反映することとしております。この地名の変更につきましては、他の都市計画道路についても全て同様でございます。

次に、前原二丈線について御説明いたします。前原二丈線のうち、今回都市計画の変更を行う区間は、池田東線と同じく、両都市計画区域の境界から東へ990メートルの区間です。今回、中央帯の防護柵に、幅の狭い、強度の高い剛性の防護柵を使用することといたしまして、そのために中央帯の幅員を縮小するよう変更を行うものとなります。

続きまして、二丈都市計画道路の変更について御説明いたします。

まず、一般道の幹線街路である武吉井線のほうでございましてけれども、糸島市二丈武字丸ノ浦を起点、糸島市二丈吉井字広田を終点とする延長約1万410メートル、代表幅員17メートル、4車線の幹線街路となります。

また、前原二丈線は、糸島市二丈武字丸ノ浦を起点とし、糸島市二丈深江字半尺を終点とする延長約2,890メートル、代表幅員20.5メートル、4車線の自動車専用道路となります。

こちらにつきましても、両路線とも糸島市の都市計画マスタープランにおきまして、広

域幹線道路ネットワークに位置づけられているものになります。

それでは、変更内容について御説明いたします。

まず、幹線街路、一般道のほうの武吉井線について御説明をいたします。武吉井線のうち、今回都市計画の変更を行う区間は、両都市計画区域の境界から西へ3,100メートルの区間となります。これは、先ほどの福岡広域都市計画区域における説明と同様になりますけれども、パーキングエリアと一体型の道の駅の整備構想が取りやめとなりましたので、それに伴って道路の線形を見直すという変更で、都市計画道路の区域を変更するものとなります。また、道路の幅員につきましても、幅員構成、またのり面を含む下幅への変更というところも、先ほどの池田東線の説明と全く同様ということになります。

次に、前原二丈線について御説明いたします。前原二丈線のうち、今回都市計画の変更を行う区間は、福岡広域都市計画区域と二丈都市計画区域の境界から西へ2,890メートルの区間となります。こちらについても、先ほどの福岡広域都市計画区域における説明と同様でございますが、中央帯の幅員を、剛性の防護柵を使用するというので、縮小するような変更をしております。

最後に、スケジュールについて御説明をさせていただきます。

まず、これまでの経緯でございますが、福岡県都市計画公聴会規則に基づきまして、令和元年10月28日から11月11日までの2週間、都市計画変更の原案の閲覧を行いました。その結果、閲覧者は、福岡広域都市計画においては1名、二丈都市計画区域においては3名ございましたが、公述の申出はございませんでしたので、公聴会については開催をしております。

次に、都市計画法第17条第1項に基づきまして、令和2年2月17日から3月2日までの2週間、都市計画変更の案の縦覧を行いました。その結果、縦覧者は、福岡広域都市計画においては1名、二丈都市計画区域においては2名おりました、意見書の提出についてはなかったという状況でございます。また、法定縦覧の後に、都市計画法第18条第1項に基づきまして、関係市町村である糸島市に意見照会を行いまして、意見なしとの回答を頂いているところでございます。

本日、委員の皆様には議案について御審議いただき、御承認いただけましたら、今後、国土交通大臣との協議を行いまして、都市計画変更の決定告示と運んでいきたいと考えております。

それでは、御審議のほどよろしくお願いたします。

(折登会長) ありがとうございます。ただいまの説明について、何か御質問、御異議等ございませんでしょうか。

(辰巳委員) 今回、パーキングエリアがなくなるということで、道路の線形がかなり変わるという御説明だったんですけども、普通に考えると、結局道路にかかる用地がかなり減るのかなというふうに考えるんですが、先ほどの御説明だとあまり増減はないというようなお話でした。その辺りの状況がちょっと分からないので、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

(松村都市計画課長) たしか、パーキングエリアと道の駅の構想がなくなったことに伴いまして、その部分については線形が大きく変わっております一方で、幅員の構成の変更と、あと、のり面の部分を追加で含むというところにつきましては、ある程度両者が相殺されるような形になっており、全線にわたって幅員が、区域が変わるという状況にはなっていないというふうなことを御説明させていただいたところでございます。なので、パーキングエリアと道の駅がなくなったことにより、大きな変更としては線形が大きく変わりますが、ただ、幅員とのり面を含むという変更につきましては、両者が差引きという形になりまして、あまり大きな変更にはつながっていないというふうな状況でございます。

(折登会長) はい、どうぞ。

(辰巳委員) 今、図が出ていますけれども、現況のほうだと青いですね。幹線街路の部分ですけれども、上にパーキングエリアの部分でよけていますよね。それが下の変更後は真っすぐになるということで、結局その間パーキングエリアとしての用地、それから上の部分と下の部分に張り出していた道路用地が、これまでは都市計画決定で規制をかけていたと思うんですけども、それが今回解除されているのではないかという気がするんですが、その辺りはいかがでしょうか。

(松村都市計画課長) 今回、都市計画道路の区域でなくなるエリアにつきましては、都市計画の規制が解除されるということになります。

(辰巳委員) そうすると、この部分だけでいうと、面積は減になっていると。そして、他のところでトータルで相殺されてといると。そういう理解でよろしいですか。

(松村都市計画課長) そのとおりでございます。例えば幅員の変更で幅員が縮小されますので、それだけですと全線にわたって幅員が小さくなるような区域の変更があるということになりますけれども、一方で、今回新たにのり面部分を含むというプラス側の変更もありますので、全体を通して見た場合には、あまり大きな変更はないということになります。



このパーキングエリアと道の駅の構想がなくなった部分については線形が大きく変わりますので、そちらの部分については減になるということになります。

(折登会長) はい、どうぞ。

(辰巳委員) そういうことでしたら、もう一つ確認をしたいんですけども、これまで都市計画決定を打って規制がかかっていた部分が今度解除されるということで、地権者の方がそれに対して何か不満等を述べられてないのかどうか、その辺の状況を教えていただけますでしょうか。

(松村都市計画課長) これまで、昨年8月に3回、地元の説明会が開催されております。その説明会におきましては、例えば事業の今後のスケジュールでございますとか、今後の具体的な用地買収の範囲など、今後の事業に関わるような質問が多く出たというふうな状況でございますが、特にそういったこれまで規制がかかっていたことに対する不満であるとか、反対といった意見はなかったということでございます。

(辰巳委員) はい、分かりました。どうもありがとうございました。

(折登会長) すみません、今の質疑は1号委員の辰巳先生です。速記の関係上、お名前を明らかにしたほうがと思ひまして。

他に御質問、御異議等ございませんでしょうか。それでは、御質問、御異議はこれ以上ないということよろしいでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(折登会長) それでは、御異議がないようですので、これより議案の採決を行いたいと思います。

まず、採決の方法についてお諮りいたしますけれども、採決は今のような説明ですので、一括して行いたいと思ひますけれども、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(折登会長) では、御異議がありませんでしたので、そのように取り計らいます。

それでは、第3804号議案、第3805号議案の以上2件について、原案のとおり全会一致で御承認いただいたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(折登会長) それでは、そのように決したいと思います。

本日の議題はこれだけですので、審議としましてはこれで終了ということにいたします。

ここで、運営規則第8条の規定によりまして、本審議会議事録の署名委員を指名させて

いただきます。議事録の署名につきましては、辰巳委員と坂井委員をお願いいたします。

なお、次回の審議会につきましては、後日、事務局から連絡させていただきますが、委員の皆様におかれましては次回につきましてもぜひ御出席いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたけれども、委員の皆様方及び傍聴者の皆様、本日は円滑かつ静謐な審議に御協力いただきまして、どうもありがとうございました。また、最後になりましたけれども、このような時期ですので、皆様方、健康等十分に留意されてお過ごしくださればと思っております。

では、本日の審議はこれにて終了といたします。どうもありがとうございました。

午前10時57分 閉会

以上のとおり、第236回福岡県都市計画審議会の内容に相違ないことを認めます。

会 長

議事録署名委員

議事録署名委員